

經濟論叢

第170卷 第2号

-
- プロイセン統計局の設立と国家統計表（2）……長 屋 政 勝 1
- 開発・販売統合に見る
資源劣位企業における競争優位……………井 村 直 恵 25
- 石油業法から共販会社構想へ……………山 岡 暁 46
- 閉鎖的所有構造下における
経営者支配の根拠（1）……………坂 本 雅 則 62
- 一般物価水準の累積的変動についての分析……………平 瀬 友 樹 82

学 会 記 事

平成14年 8 月

京 都 大 学 經 済 学 會

プロイセン統計局の設立と国家統計表（2）

長 屋 政 勝

III ホフマンのもとでの統計局再建

1 統計局再建の動きは1808年末から始まる¹⁾。12月16日に布告された「最高行政官庁の変革に関する勅令」の中に、内務省に属する統計収集と編成のための部署の設立が盛られている。内局政治に替わり中央省庁として内務・財務・司法・外務・軍務の5省が設けられ内閣合議制が発足し、またこれまでの地方行政制度が改められ軍事=御料地庁が廃止され県制がしかれ、内務省と県庁の行政ルートにそって統計報告が収集されることになり、県知事に報告作成の指示が与えられることになった。

1809年に入り政情が比較的安定し、秋にはベルリンに首都機能が戻りつつある中、再建の動きも加速する。この動きは、2月21日ホフマンの手によって再建のための覚書が執筆され、統計局の課題と新たな構成についての具体案が提示されたことに始まる。

ホフマンはハレ大学とライプツィヒ大学に学んだ後、1803年から東プロイセンの軍事=御料地庁において建設部門の官職に就いている。1807年にスミス主義者 C. J. クラウスの後任としてケーニヒスベルク大学の実践哲学と官房学の教授に就任する。1808年、内務省における営業部門の内閣顧問官となる。後述するように、1810年には創設されたベルリン大学の国家学教授、同時にプロイセン統計局長に就任する。1816-21年には外務省参議官を兼務している（この

1) 以下、統計局再建の経過については、R. Boeckh, *Entwicklung*, S. 12-15, O. Behre, *Geschichte*, S. 364-378, Zur Geschichte, a. a. O., S. 4-9, を参照。

間バリ、ロンドン、ウィーンの会議に列席する)。1826年にはベルリン大学に戻り、34年まで教授職を務める。1844年、統計局長の席をディーテリチに譲り退任する。以上のような経歴をもった人物であるが、既述のように、先にクルークの統計表案に対するアウエルスワルト鑑定書でその国家統計に関する理解の深さが知られることになっていた²⁾。この当人に2月13日に内務担当国務大臣 A. v. ドーナから統計局再建案の起草が委嘱されていた。この案にもとづいて、同年10月6日になって、ドーナから財政担当国務大臣 K. v. アルテンシュタインへの統計局再建のための書簡が送られることになる。その内容は要約すると以下のようなになる。

まず、統計局の目的は、「プロイセン国家の諸力を認識するための資料を可能な限り完全に収集し、上位官庁がそこからいつでも簡単に国力の現状ならびにその増減に個々の出来事や指令がおよぼす作用に関する明確な概括を手でできるように配列する」ことにある。

国力とは土地と人間から成る。自然の与える原材料とは何か、この材料から資本と労働によって生み出されるものは何か、これが問題となる。従い、資料収集は①地理的部分と②人類学的部分の2つにまたがり、①では土地の認識に関する一切の資料、また②では国家経済的關係の中で住民の状態を認識するために算定されるものを考えに入れて、同じく一切の資料の収集・配列・保管にあたるものとし、それぞれに収集官として専門の委員 (Mitglied) 1名を配置

2) なお、ホフマン (Johann Gottfried Hoffmann) は1765年7月19日ブレスラウに生れ、1847年11月12日ベルリンにて81歳で死去している。その活動によって、プロイセン統計局を「全ヨーロッパにとり模範施設」(O. Behre, *Geschichte*, S. 391) となる優れた機関に仕立てたとされる。経済学者としてのホフマンの立場は自由主義経済政策の推進者のそれであって、1813年12月から国家宰相ハルテンバルクの経済顧問を務めながら、プロイセンにおける営業の自由化を推し進め、関税と税の新システム設立のために尽力した。国家貨幣制度の確立でも活躍し、当人は金本位制度の擁護者として知られている。その略歴については、K. Inama-Sternegg, *Hoffmann: Johann Gottfried H.*, *Allg. Dts. Biogr.*, Bd 12, 1880, S. 598-604, C. Meitzel, *Hoffmann, Joh. Gottfr.*, *Hdwb. d. Staatswiss.*, 4. Aufl., Bd 5, 1923, S. 274-275, を参照のこと。また、統計局とのかかわりについては、G. Hanssen, *Das statistische Bureau der preussischen Monarchie unter Hoffmann und Dieterici*, *Archiv der politischen Oekonomie und Polizeiwissenschaft*, N.F., Bd 10, 1853, S. 329ff., H. Loening, *Johann Gottfried Hoffmann und sein Anteil an der staatswirtschaftlichen Gesetzgebung Preussens*, Teil 1, Halle, 1914, S. 47-51, をも参照。

する。さらに③として、収集された資料を広義の政治算術を助けにしてまとめ挙げ概括し、それを最上位官庁に提供する作業にあたる第3の委員が要る。こうして統計局は3名の委員から構成されるべきとある。

次に3委員に次のような具体的な業務内容が指定されている。

第1委員には、全土の地図と地誌の収集・保管が任務となる。これは各地所面積から始まり、高度(水準)測定、河川・水路、海岸・湖、山脈・丘陵の配置、地質状況、さらに資源分布、気象観測といった国家をとりまく自然条件・環境に関する詳細事の報告収集である。

第2委員は社会経済統計の収集にあたる。これは以下の3大項目にまたがる。

a) 人口目録の収集と秩序づけ

地方官庁から送られてきた出生・死亡記録ならびに住民の身分と就業構成報告、この人口についての自然的関係と国民経済的關係にかかわる2つの資料を収集・整理する

b) 国民の生業手段(Mittel zum Erwerbe)

1. 農業 家畜表、播種・収穫量推計、造林収益推計、その他小規模農耕・漁業・狩猟、農村工業からの収益推計
2. 製造 最重要とされる営業での資本と利子、営業での隆盛・平衡・沈滞状況、それら変化の事情と原因・結果
3. 商業 消費税・関税記録、価格一覧・相場表、船舶・荷馬車出入記録による商業活動とその成果の評価
4. 国富 資本、保険額、流通証券、鑄貨、利率・割引率、国庫や公共団体の財産

c) 知的道徳的文化的状態

1. 宗派別教会・聖職者・洗礼者・聖体拝領者・信者数
2. 修養施設(施設数・出席頻度・寄附)
3. 出版状況(稼動印刷機・書籍商・発刊雑誌・新聞)
4. 救済制度(施設数・基金・管理・収容者数)
5. 破産数と額

6. 訴訟件数, 特に名誉毀損と離婚訴訟
7. 犯罪リスト

さらに第3委員は収集され秩序づけられた資料から、最も広い意味での政治算術と必要な予備知識をもって有効な概要をひき出し事柄間の依存関係や因果的関連を確認する、こうした総括的な作業にあたる任務が想定されている³⁾。

第1・2委員の下には別に各1名の補助者が記録・発送掛として配置され、また不規則な作業量に対処するためには下級職員を臨時職員として採用し、単純な官房書記作業は内務省内で処理するとある。加えて3分野にわたる統一性を確保するためには委員の上に座る、すなわち局長 (Director) 職にあるひとりの人物も必要である。もともとホフマン案では上の第3委員にこの役割を任せるというものであった。

統計局の委員によって報告作成・提出の指令が作成されるが、これは省の検査 (Revision) を受けなければならない。この中で各省庁から統計局へ送られるべきものが規定され、そのための書式と指示が局によって用意され、提出期日が決められる。逆に、統計局は各省に対し定期的に全般表と概括を提出し、その他にも要請に応じて省や局長へ報告・総括・諮問を提示することを責務とする。

最後に、上記3委員の具体的指名があり、第1委員にはこれまでプロイセンの地図作成で実績のある軍事参議官 K. エンゲルハルトを、第2委員に同じく軍事参議官クルークをそれぞれ政務参議官 (Regierungsrath) に昇格させて任用し、そして第3委員に寡婦年金問題の数学的処理に功績を示した数学者のホーベルト教授を就かせたいとある。

3) すでにみたように、1805年後半にクルークの手で起草された統計局の任務にも、収集した資料の「政治算術」によった表示ということがいわれていた。ここでも統計局の作業に「言葉の最も包括的な意味での政治算術」(Zur Geschichte, a. a. O., S. 4) を助けにした研究ということが要請されている。これはこれまでの国状論にあった国家諸制度を主対象にした記述様式から、重点を経済活動と国民生活の数量的描写 (国土記述) に移し、しかも単に総数表示に終ることなく加工を施すことによって全体の水準や構成、関連や変化を明確に概括・要約し、かつ傾向性や規則性を導出するという意味が込められている。

附随して予算案の提示もあり、局長職には年1,800ターレル、2人の委員にはそれぞれ1,500ターレル、2人の補助者(枢密書記官)それぞれに800ターレル、地図・書籍購入や製本費、また照明・暖房費として600ターレル、給仕人に200ターレル、この合計7,200ターレルを計上したいとしている。

以上の再建プランをアルテンシュタインの同意を得た上で、両者の連名で国王に報告したいが、いかなるものか。これがドーナ書簡の趣旨である。

2 ホフマンの原案を下敷きにしたのがこのドーナ案であるが、これに関しその後約8か月年間にわたる財務大臣との折衝がはさまる。新たな統計局をどのような性格の組織にもってゆか、この点について内務と財務の筋には見解の相違がみられる。

1809年10月27日の財務大臣アルテンシュタインの返答は、ドーナ案では統計局の活動が必要以上に広範すぎるというものであった。ここでは徹底して実務的考えにもとづいた統計局のあり方が採られている。すなわち、統計局設立は諒とするも、必要以上の詳細事の報告は要らなく、これまでの基本的項目でこと足りている。従い、局の拡張を含んだ提案には躊躇せざるをえない。ましてや、現下は国王が蒙った傷の回復のため、多くのさし迫った仕事に追われているのが地方官庁であり、そこにこれ以上の負担をかけることはできない。

こうした上でアルテンシュタインは次のような縮小案をもち出す。すなわち、すでに工兵隊と科学アカデミーでの測地作業が進んでいる以上、ドーナ案にあった統計局に独自の地理的部門を設置することは不要である。クルークの任用に関しては、そのプロイセン国家統計研究の功績を認めるにしても、「独立した思考をもった研究者(Arbeiter)としての地位を与えることはできない」とし、その仕事は「国家経済についての、また統計学と政治算術の本質と目的についての狭い考え方を表わす」ものにすぎず、独立研究者としてではなく理解ある人物の手中にある有能な補助者として留めておくべきである。また、ホーベルト教授は、政策的問題の数学的処理に関するその高い力量は否定でき

ないが、統計局の管理を任せることには反対せざるをえない。なぜならば、そもそも専門学者には国家の原則を理解することは無理であり、「国家経済はホーベルトにとってはまったく専門外の領域である」からである。かかる人物に局運営に関し十全なものを期待することはできない。両者ともに局の委託に応じる政策上の計算者 (politischer Rechner) として、官庁ではなくむしろアカデミーないし大学にふさわしい場所を手当てすることの方が適策であろう。

財務省の考えは新たな企画や業務拡大、そのための人員をかかえることで国庫に負担増となるような構成と人選をあくまで避けることにある。統計局は単に基本報告の収集・配列を経常業務とし、その他に通常外の委託作業に適時従事すべきものであって、それを独自の権限を有した独立官庁に仕立て上げることは賛成しかねる。これまで以上の経費を要する統計局の構成は不必要であり得策ではない。また、仮にクルークを局委員とすることを認めるにせよ、その給与増額ならびに参議官という身分も不要とする。その監督下に2名の補助者をおき、それには地誌編纂で実績ある F. プラートリングと外務省の仕事を通じ W. v. フンボルトの評価を得ていた枢密軍事参議官デュボイスを配置することで十分とする。また、ホーベルトの方は、アカデミーか大学に本籍をもたせ、クルークと同格者として局の委託に応じた問題の処理にあたらせる (給与としては300-400ターレルの追加支給分のみとする)、こうしたものに留まった。

シュタイン引退後、ともに国政を担当することになったドーナとアルテンシュタインではあるが、両者の間には国家統計と統計局構成に関する見解に相違があることが明らかになり、局の再建は遅れることになる。前者の構想にはこれまでの反省の上に立った統計局の新たな飛躍への希望が込められ、後者には統計収集に対する冷めた考えと現実の財政事情からする、拡大への動きを牽制する姿勢が露骨である。

財務省の意図を知らされたドーナは妥協案を準備せざるをえない。1809年11月5日づけのアルテンシュタイン宛の書簡がある。この中で、統計的観察によって恣意や漠然とした私見、慣習、先入観や無批判的追従を排し見解の相違

を克服し、国家運営を規定する必然性、また立法と国家行政がおよぼす社会福祉や道徳への影響、これらを認識する手段を獲得することができる。これまで作成されてきた多くの統計表の無意味さを認めるのにやぶさかではないが、しかし反面、事実収集を然るべき人物に任せることができれば大きな実際の効用を発揮できるし、これまで先代が怠ってきた優れた資料を次世代に残すという義務を果たすことができよう⁴⁾。このように、以前同様に統計報告に対する期待を表明する。しかし、局の設立を遅らせることは得策ではないとして、アルテンシュタイン案を受入れることにする。すなわち、地理部門は放棄し地図と地誌編集作業は A. v. フンボルトの科学アカデミーと少将 G. v. シャルンホルストの率いる陸軍測地部に任せる、人員構成でも提案された2名をクルークの助手として任用することを認め、ホーベルトも示された形での任務(給与400ターレル)に就かせるというものあり、財務省案にほぼ全面的に屈服したものとなっている。また翌年3月、財務省からその案にそった予算額として4,200ターレルが提示されている。

このまま進めば、統計局再建は萎縮した形でしか実現しないことになる。ところが、1810年に入り、ベルリンが首都としての機能をとり戻し、同年6月4日、K. v. ハルテンベルクが国務大臣に復職し国家行財政のさらなる改革を推進させることになり、同時にアルテンシュタインは閣外へ去ることになる。この政局変化によってドーナ案が復活することになる。

8月7日ハルテンベルクからドーナのもとに統計局構成プランの提示が求められ、13日にこれに答えるドーナの書簡が提出される。そこでは先の妥協案を撤回し、ほぼ当初のものに近い構想に立ち戻っている。ハルテンベルクへ財務省との見解に相違のあることを伝えながらも最初の計画へ戻りたいと述べ、局

4) ドーナは1809年11月5日づけアルテンシュタイン宛の書簡でいう。「予備知識をもたず、精神をもたず、また真に必要なものを感じることなしには、金塊を集めることができるところでもくずを拾い集めることになりましょうから、……それだけ一層資料を収集することを有能な人物の手に任せる必要が出てくるのです」(Zur Geschichte, a. a. O., S. 7)。これほどもなおさず、ホフマンの考えそのものでもあった。

長に1,500ターレル、2名の委員それぞれに1,200ターレル、1名の書記官に800ターレル、局経費として600ターレル、以上総額5,300ターレルの予算をもって臨むというものであった。そこには「目的に合うよう組織された統計局のさし迫った必要」を感じるとあり、ドーナの意気込みがみえている。さらに、9月27日にはドーナの督促状も出され、統計表作成のために早急に資料収集と加工が行なわれねばならず、このためにこれまでとは違った形での書式と指示が時をおかず地方官庁に提示される必要があるとし、ハルテンベルクの決断を迫っている。

こうして1810年10月4日、「営業政策部局のもとにいる国家顧問官ホフマンは当地の大学での国家学正教授として、ならびに統計局での局長として配置される」とする勅命が下りる。これを受けて21日、ドーナによって統計局の内部組織についての報告が国王に示され、局長ホフマン、地理関係部門委員エンゲルハルトならびに人口関係部門委員クルーク、書記官1名とし、以上4名の局職員と計5,300ターレルの予算で臨むとされた。その内訳は次のようになる⁵⁾。

局長ホフマン 1,200ターレル

5) Zur Geschichte, a. a. O., S. 9. ついでに、後にプロイセン新体制下での国家統計表作成にのり出した1816年度の予算も示しておく。R. Boeckh, *Entwicklung*, S. 42.

局長ホフマン	4,000ターレル
委員(人口部門)クルーク	1,800ターレル
委員(地理部門)エンゲルハルト	1,800ターレル
職員	
書記官シュトックフィッシュ	
地図管理者シュレーダー	
地図管理者シュミット	
会計官シュマウヒ	
用人ブリーデマン	
以上5人分計	2,400ターレル
地図・報告作成費	3,000ターレル
計	13,000ターレル

いずれにしても人件費が全体の圧倒的部分を占め、活動経費が極端に少ない。すでに各地方官庁で作成済みの報告資料を収集し、整理・編纂することに統計局の作業が限定されていたためである。

(他に従前からの給与800ターレル 大学基金から700ターレルが加算)

委員(人口部門) クルーク	1,500ターレル
委員(地理部門) エンゲルハルト	1,350ターレル
書記官	800ターレル
諸経費	450ターレル
計	5,300ターレル

2人の委員に対し、ただちに局長の指揮の下で必要な作業に着手するようにとの指示が下された。25日には、内務省の各部局書記官に対し、保管されていた資料一式の統計局への移管が大臣訓令として下達された。こうして、1810年10月末に、新たにホフマンのもとで統計局の活動が再開されることになった。

以上の紆余曲折をへて再建された統計局であるが、そこには一貫して内務省筋の統計報告改善への意思と希望が働いていた。財務省との粘り強い交渉を続けてきたドーナを支えていたものはホフマンの再建プランであったといえよう。一時は財務省との妥協を覚悟しながらも、このプランをなんらかの形で現実化したいとする意向が根底にあった。実に規模弱小な組織ではあり、これがはたして国家統計局といえるかどうか疑問もあるが、ともあれ独立した構成員と予算をもった機関として内務省内の一部局に組み入れられことになった。

IV 国家統計表への途

1 1810年10月27日にハルテンベルクの改革案「最高国家官庁に関する改革令」が下り、統計局は内務省下から内閣部門に属し行政全般とかわり、改めて国土の全般的統計を作成する官庁と規定された。

ホフマンのもとでの統計局の最初の仕事はまず地図収集と地誌編纂から始まる。前者はこれまでアカデミーの地理学者や軍測地部によって作成され内局に保管されていた地図の改定作業であり、これにはエンゲルハルトが従事し、また A. シュレーダーが地図管理者として採用されることになる。後者は市町村目録の編集であり、地方官庁に管区内の市町村の目録やそこに生じた変化を報

告させ編集する作業である。この地理関係部門の作業のため新たに O. シュミットが監督官に採用されている。

人口関係部門の仕事は①人口リストと②統計表の2つに集中する。人口リストの方は各地方官庁の宗教担当者に作成形式・送付期日を指示して、当該管区での出生児・死亡者・婚姻者数を報告させるものである。特に、死亡事例では性・年齢区分の他に死因別分類も試みられている。

統計表の作業は1810年の統計報告を作成することであった。そのための書式が10月初めにホフマン白らの手によって起草され、これが、I. 建物、II. 人口、III. 住民の宗教関係、IV. 教育施設、V. 行政施設、VI. 生業手段、この6大項目・計625欄からなる膨大な統計表となるものであった（附録を参照のこと）⁶⁾。これが各地方官庁に送付され年末時の調査が委託された。地方官庁の表作成責任者には内容点検と定められた期日までの返送が指示され（それに反した場合には罰則が課せられる）、不正確な点については当該職員に対し再調査の労を命ずることとされた。

この1810年表はこれまで各省庁とそれに関連した行政機関のもとで分散されて作成されてきた統計報告が1枚の連結した統計表にまとめられたという点に意義をもつ。統計局において統一した表作成の初めての試みである。つまり、統計局のもとで基本統計の収集と編纂が一元化する上での第一歩がしるされたということである。この統計表によって国民生活を規定するすべての基本的力と基本的関係の包括的概括を試みるのである。ここで考えられている「力」とは国民生活と経済活動を支えている物的諸設備や手段であり、また「関係」と

6) この1810年表の書式は後にエンゲルにより、その論文の中でその全項目が紹介されている。E. Engel, Die Methoden der Volkszählung, mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten, *Zeitschrift des Königlichen Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 1, 1861, S. 151-155. エンゲル論文ではこの1810年表がホフマンひとりによって起草されたとなっているが、別の資料によればその素案はホフマンに促されてクルークによって作成されていたとされる。クルーク案では同じ6部門分轄のもとで合計590欄が設定されていた。その中で生業手段には380欄があてられていたが、これがホフマンの手によって414欄に拡大されている。 *Tabellen und amtliche Nachrichten über den Preussischen Staat für das Jahr 1849*, Bd VI Abt. B, Berlin, 1855, S. 998-1000.

は社会経済にみられる人間関係のことである。これはこれまでの国土記述(Landesbeschreibung)の集大成という側面をもつ。

この中では、分類項目の拡充という面での前進もみられる。対象の特性に応じて可能な限り多くの分類標識を盛り込み、その結果が記載欄の多さになって表れている。また、分類項目を設定する際には当時の社会構成を映し出そうという意欲がうかがえる。例えば、このことは人口をその市民関係別分類にかける場面にみられる。そこでは、以下のような項目が設定されている。これは附録にあるⅡの3-1)の全記載項目である(右端の数字は欄番号)。

公務, 営業あるいは勤務に就いている15歳以上男性

官吏

文官	現役	上級公務員	下級公務員	50,51
	退役あるいは待命中	上級公務員	下級公務員	52,53
武官	現役	上級将校	下級将校・兵卒・軍楽隊員	54,55
	退役あるいは待命中	上級将校	下級将校・兵卒・軍楽隊員	56,57

自分の地所で生活している土地所有者, 永小作人あるいは永借地人

貴族領所有者	58
市民・農民領地所有者 301以上 300-15 14以下(単位モルゲン)	59-61
市民権をもった都市居住市民	62
分限借地人 301以上 300-15 14以下(単位モルゲン)	63-65
小作農	66
公民権なしの居留民(都市・農村)	
利子, 学問や芸術上の仕事からの収入, 大取引で暮らしている者	67
機械工芸, 手工業, 小売業, 旅館の経営, 等々で暮らしている者	68
手仕事で暮らしている者	69
学生	70
営業での雇人と徒弟	
管理者・監視人・書記, 等々として農業のもとで	71
大取引, 学問や芸術上の就業のもとで	72
機械工芸, 手工業, 小売業, 等々のもとで	73

奉公人

主人に対する奉仕で	74
農業または他営業のもとで	75

15歳以上女性の場合には、上から公務員と学生を除いてほぼ同じ分類項目が設定されている。これは当時の就業者職業分類というものであり、かつ身分構成表としての側面もうかがえる。人口総数と地域分布、その性・年齢別、縁事別、宗派別区分といった表象的な構成から社会階層構成へと一歩進んだ分類といえる。

この表のもうひとつの特徴は生業手段 (Erwerbsmittel) に414欄があてられ、これが全体の2/3におよぶスペースを占め、他を圧倒する重きがおかれていることである (附録のVIを参照のこと)。経済官僚でもあったホフマンの意向が強く反映しているところである。ここでは、製品別分類を基礎にしながら畜産、穀物生産、食糧製造、繊維・衣糧製造、金属製造・加工、装飾品加工、運輸・販売・流通、サービス、等々の計19分野にまたがる220営業種がとり挙げられている。当時の手工業やマニュファクチャー、工場、問屋や商店といった経営主体に配置されている物的生産設備 (施設と機械・装置) ならびにそこにおける人的構成 (就業者身分区分) を可能な限り網羅的に表示しようとする意図が読みとれる。施設では工場や製造所、店舗・帳場、また機械・装置では炉や碾臼、織機、紡績機・紡錘、捺染機・印刷機や製紙用桶、船舶、等々、他方の就業者では親方や自前で働く者、職人・徒弟、補助的雇人、工場主・工場所有者・工場企業家、労働者、商人や店員、等々、これら実に多様な分類標識がそれぞれの業種の特徴に合わせて記載されている。そこには業種ごとに必ずしも一貫性があるとはいえない形の分類方式が採られているが、これは当時の新旧さまざまな経営形態の混在を反映した結果であり、それらを営業経営という大枠の中で強引に連結したために余儀なくされたものであろう。こうした欠陥をかかえつつも、要は農林業以降の物的製造・加工・精製、運輸・流通・販売、またサービス提供の各分野における経営体の物的人的構成をその外延量 (総

数)で把握しようとするものであり、後の営業表の原基形態ともいえるものである。当時の社会経済を支えていた生産諸力とそのもとの生産関係をうかがう貴重な経済統計へと展開してゆく可能性を秘めた統計表であるとはいえよう。

こうした統計表が、この後1811, 12, 14年について作成されている。とはいえ、この膨大な欄に記入と点検を任された地方官庁ならびに自治体当事者の労苦は想像に絶する。それぞれの地方から記入項目全体にまたがり満足のゆく結果が届いたとはとうてい考えられない。年を追うごとに、無記入欄の増加していたことが伝えられている。従い、想定された図式(書式)の豊富さとは別に、結果として出てきた統計表は内容的には多くの欠陥をかかえたものであったといえる。一方のホフマンの目論みと、他方の地方行政官庁の統計作成への関心ならびに力量との間には大きなずれがあったためである。雑多な統計報告を簡易化するという課題を図式の一様化によって解決しようとしたものといえようが、記載項目の多様さと分量の大きさのためにその実際の解決には届かないままに終わっている。

半世紀後、プロイセン統計局の運営を担うことになったのがE. エンゲルであるが(1860年4月1日統計局長に就任)、当人はこの1810年表の歴史的意義について次のように論評している⁷⁾。この表の包括さをまずは指摘した上で、「疑いもなく、非常な明瞭さをもって起草された1枚の表の中で、国家の状態描写を完全なものにする」試みとみる。それは事柄の単なる数え挙げに終わらず因果関係を表示することを旨とし、「国家と社会の物理学」として統計学を構築する新たな試みのひとつと評価する。しかし、この図式にもとづいた調査には実際の無理があるとす。すなわち、管理困難な「紙の束」をとり扱わなくてはならず、1欄の幅を1インチとしても全体で50フィート(15メートル)以上の長さになり、表作成を任された者にとってはこの作業は苛酷すぎ、できれば避けたい業務以外の何ものでもないということになる。この「紙の堤防」によって、プロイセン官庁統計に望まれた発展の流れは堰き止められてしまっ

7) E. Engel, Methoden, a. a. O., S. 151.

た。「もし、ホフマンにより、1枚の表の替わりに独自の体系的に並べられた一連の表がとり入れられ、その作業に応じて特定の領域に配分されていたならば、プロイセン統計の発展は初めからまったく別のもの、より多面的なものになっていたことであろう」と評している。

事実はエンゲルの指摘どおり、その後プロイセンの統計表は連続形式ではなく、その中の同質なものをまとめ分離独立させるという方向を採り、複数の表から成る国家統計表へと進んでゆく。ホフマン自身もこの流れを認めざるをえなかった。従って、ホフマン表は含まれている項目の豊富さをもって、全体として後の国家統計表を組み立てるための素材を提供し、全体表が個別表へ分岐してゆく上での出発点となっている。この意味で、ホフマン表はその後のプロイセン国家統計表の母胎といえるものであった。

2 1812年4月24日、ハルテンベルクの指令によって国家宰相の直屬機関として会計検査院、国家記録署、そして統計局が配置される。しかし、戦時下での時代状況は厳しく局の活動も制約を受けざるをえなく、次の4つの業務に制約されていた。すなわち、①人口リストと統計表—前者は地方官庁の宗務担当者によって当年の3月1日までに統計局に返送され、後者はベルリンで書式が印刷され前年12月に地方に送られ、当年1～2月にかけて調査がおこなわれ、4月1日までに提出されるべきとされた。統計局のもとでの点検をへて国家概要表へ編成される。また、特別の抜粋表が特定省庁の依頼を受けて作成されることもある(例、工場表や保健表)。②価格調査—重要市場をかかえた都市において穀物と生活必需品の価格が毎月末に調べられ、当該市長から翌月14日までに返送され、毎月・年の概要としてまとめられる。③定期発刊文書・雑誌の収集—省庁の要請に応じ、その内容の抜粋が作成され報告される。④その他、省庁の求めに応じた国家力の判断に役立つ一切の事柄についての情報提供、以上である。

この中で、統計局の作業の中心はやはり統計表の作成にあるが、それを継続

してゆくためには記載内容の簡易化が必要となり、分類項目が削減され記載欄が減少してゆく(1811年表590欄、1812年表478欄、1814年表では420欄)。ここから、先にみた人口の市民関係別分類といった報告作成の難しい部分では細分類項目が減らされ、ついには分類全体が省略され、性・年齢別と宗派別分類だけが残るということにもなる。信頼に値する報告提示の期待できる項目に限定していった結果でもあるが、簡易化が表示内容の平板化を伴いつつ進行する。

1816年、対ナポレオン戦争(「解放戦争」)が終結するが、これによってもたらされた領土拡大ならびに行政組織の再編成の中から、ライン河周辺の西部地域を含んだ新たなプロイセン国家に対する統計表が望まれることになる。統計局はこれまでどおりの人口リストと統計表(434欄)の作成をすべての県庁に要請した。ところが、これに対し新たにプロイセンに編入された西部諸州の当局から、報告があまりにも広範にすぎるとの非難が出てくる。とりわけ、ヴェストファーレン州長官のF.v. ヴィンケ(かつてシュタインのもとで国政改革に参加し、イギリス自治制度に詳しくかった)などからは報告作成を実行不可能とする解答があり、西部3州の長官とホフマンとの協議がもたれたりもする。事実、16年表作成は遅々として進まず、また西部諸州からの報告は極めて不満足なものであった。これをふまえ、さらなる簡易化の方向が探られ統計表が大幅に縮小される。1817年表では、①建物(公的・私的)、②住民(性別、年齢14以下・15-60・61以上の3区分)、③婚姻者、④軍務服役者、⑤宗派別住民、⑥家畜と主分類項目数では変わらないものの、ホフマン表にあった住民の市民関係別区分や生業手段分野が省かれ、欄数31への大幅な減少となる。こうした統計表ならびに人口リストの作成が1822年まで毎年続けられた。

とはいえ、ホフマン表のもともとの考え、統計表によって国家の「力と関係」の現状を知悉するという構想が立ち消えになったわけではない。1819年表では17年簡易表では除かれた生業手段分類(営業経営分類)と住民の職業分類(手工業者分類)とが合体しながら独立の営業表として復活し、3枚の統計表体系になる。また、1822年表には学校=教会表と保健表が加わり、5枚の統計

表から構成される報告様式が形づくられる。同じ1822年に、行財政業務の簡易化のために設けられた検討委員会によって、毎年の統計表作成を3年おきにすべしとの指令が下りる。ホフマンもこれに同調し、以降5本柱のプロイセン国家統計表が毎3年ごとに作成されることになる⁸⁾。

この間、1815-26年までは戦後のヨーロッパ社会のあり方をめぐる国際会議への出席、またハルテンベルクの顧問格での財政問題や立法のため活動がはさみ、ホフマンの統計局での指導者としての活動は手薄になりがちであったという。また1827-34年は財政緊縮のあおりをくらい、予算削減と活動縮小といった停滞期をはさむ。とはいえ、3年おきの国家統計表の作成、省庁の要請に応じてのさまざまな個別問題に関する報告資料の作成提示、ホフマン自身の著作における局資料の利用と報知、また局資料を利用した退役官僚によるプロイセン経済の研究、等々を通じて、必ずしも脚光をあびる仕事とはみなされなかったものの統計局による国十記述の作業が営々と続けられてゆくことになる。

3 先に紹介したエンゲルの論評には、ホフマン表に対するもうひとつの批判がある。すなわち、調査リストと報告表とは本来その書式が相互に独立しているものであるのに、両者の間にはなんらの区別も設けられていない、と⁹⁾。1860年代までのプロイセン官庁統計の特徴であるが、これが「有害な要素」をもち込んだとしている。60年代後半に人口調査を皮切りに調査員を介し世帯個票を用いた直接調査が実施されるまで、調査というのは既存記録・資料にある数量を書式欄に記入する作業を指していた。家畜登録、教会・住民名簿、地誌・市町村目録、土地台帳、手工業者目録、関税・消費税、また階級税・土地税・営業税記録、等々の在地当局によって収集され保管されている行財政資料が統計報告に転用され、この中から結果としてさまざまな統計表が作成されて

8) 拙稿「ドイツ社会統計における国家営業表の成立」『社会システム研究』京都大学、第3号、2000年2月、を参照されたい。

9) E. Engel, Methoden, a. a. O., S. 155.

いた。従い、そこには特別の調査票は不要であり、中央から下りてきた報告書式に既存数量を転記することが調査とみなされていた。調査票と報告形式に区別がないというエンゲルの指摘はそれを衝いている。当時は一般的には調査票をもたない統計作成であった。これがために、報告書式は既存資料の性格によって規制され、統計表は報告書式そのままの形式を伝えなくてはならないという関係が出てくる。ここでいう統計とは地方在地官庁の記録資料の総括なのである。従い、そこには調査の目的をどこにおき何をくみ上げるか(つまり調査票の設計)、およびそれに連なる一連の運用問題(実査、集計・分類、整理・公表)をどう処理するか、また結果の信憑性をいかに確保するか、すなわち統計調査に固有の課題に関する検討が省略されている。上でエンゲルのいう「有害な要素」とは、調査に独自のこれら問題を消失させることをいうのである。これが60年代までのプロイセン統計を制約する。

プロイセン統計局は、系統が別々でしかも多分野にまたがり有機的関連のないままに総監理府に集まってきた雑多な資料収集を整理し整合性をもたせ、その報告結果に現状把握と政策提言のための有効性を確保させようとする意図のもとで設立された。ホフマンのもとで、統計局にとっては、報告形式に整合性・統一性をもたせ、報告内容に国家経済と国民生活の概括を可能にさせる要素を盛り込んだ書式を準備することが最大の任務となった。とはいえ、これはあくまで既成の記録資料を前提にした書式様式と分類項目の設定に限られ、それをこえて独自に調査を企画し実施するというものではなかった。従い、報告作成における全体網羅性(悉皆性)と信頼性、統一性、また報告表示における整合性と体系性、これらを統計に独自の問題として検討・吟味する必然性がかかえることにはならなかった。

統計作成において統計局が主導権を握るまでには至っていない段階にあり、所与の資料の収集と編纂という制約された枠の中での統計作成業務であった。組織的にも局長と2名の委員、その他数名の補助者の構成であった。これは、局の業務が専ら報告資料の収集・編纂に限られており、自ら調査を企画・実行

する必要のないことの裏面である。また、内務省といった強力官庁、また内閣や宰相に附属・寄生することでしか存続できなく、その上位官庁も上述のように再三変わるようになった。官庁機構としての統計局の力量は弱小であり、その要請や指令に対する地方官庁の反応は鈍い。これは行政機構全体の中でも統計局の地位の低さと権限の弱さの反映に他ならない。

さらに考えねばならない点は、19世紀前半においては統計がいまだ社会の公器とはなっていない、ということである。当初はあくまで国王親政のための私的情報として要請されていたものであり、次いでそれが中央省庁の、さらには行政全般の基礎資料として、利用する行政機構の範囲は広められてはゆくが、主目的はあくまでも最上位官庁の所轄業務遂行のための道具、つまり一方的に地方から中央にくみ上げられ、中央権限の廻りにいる者だけが利用できる私物に留まっていた¹⁰⁾。統計報告書として公表され、国家・自治体機関全般および社会各層からの要請に応える汎用的資料ではなかった。これがいわれるのはやはり1840年代後半の社会動乱を経た世紀後半のことである。当時のドイツ社会では、世論形成や政策審議また実証研究のために統計資料を必要とし、そのために信頼のおける統計作成を国家当局に迫るという動きがまだ出てきていない。あくまで官僚による国家統治のための道具に終始し、統計作成と利用に関する市民参加がみられない。ここから、統計報告の信頼性についての議論も官庁内部での不満や批判に留まり開かれた形での統計吟味はなく、社会各層からの期待に応え、また批判に耐えうる資料作成・公表までは進んでいない。また、公器たりえず官庁の内部資料に留まっていたがゆえに、エンゲルによって「紙の束」と揶揄されるような膨大な欄を連結させた報告形式のまゝに終わっていた。個別官庁の必要に応じてその一部分を抜粋して提供することが利用の基本形式であった。報告が整理され要領よく配列され、国民各層が利用できる体裁を整

10) ホフマンが局長時代には統計局で編纂された資料は統計報告書としては公刊されてはいなく、その多くがホフマンの個人著作の中で利用されるに留まっていた。ホフマンの旺盛な執筆活動についてはベックが『発達史』の中で「節を割いて紹介しているので参照のこと。R. Boeckh, *Entwicklung*, S. 58-63.

えなかった。こうした活動段階に留まっていたのが創設から19世紀40年代までのプロイセン統計局であった¹¹⁾。

1834年10月にホフマンは後任者として枢密参議官 K. ディーテリチを指名し、当人は同年12月ベルリン大学教授に任命され、翌年7月には統計局の補助研究者(Hilfsarbeiter)に就きホフマンを援助することになる。その後1844年6月7日、統計局が内務省から商務庁へ移管されるのを機にホフマンは局長を辞任する。こうしてホフマンに指導され、その個性と強く結びついていたプロイセン統計局の活動もディーテリチの指揮のもとに新たな段階を迎えることになる。

お わ り に

ホフマンの活動をアッヘンワール＝シュレーツァーの段階を越えるものとする評価がある¹²⁾。単に国状記述のための資料収集・整理に終わることなく、経済理論と財政・経済政策の基準の有効性を判断すべくその成果を統計表からひき出そうとし、この点で政策的により積極的な面が含まれているとする。しかし、この積極性は国家宰相に経済官僚として密着していたホフマンの特殊な立場から出てくるものであって、これまでみてきたように、統計局による統計表作成の基本的観点はやはり国状記述のそれを踏襲したものといえる。国家経済と社会生活の可能な限り多面的包括的な把握を利用可能な既存資料を駆使して試みている。これは1810年表で、またその後の分岐した国家統計表でもみられるように、扱う分野の多様さ、分類項目と標識の数の多さに表れてくる。多方面からする国家内諸事項の悉皆把握を日指すものであり、国状記述の精神の延長線上にあるものである。

11) 国家統計表が統計局の公刊物として出版されるのは1843年表に対する、*Die statistischen Tabellen des preussischen Staats nach der amtlichen Aufnahme des Jahres 1843*, hrsg. von Dieterici, W., Berlin, 1845, を嚆矢とする。拙稿「ドイツ社会統計と営業調査」『経済学研究』九州大学, 第66巻第3号, 1999年12月, を参照されたい。また, 1848年からはディーテリチの責任のもとで定期報告書として, *Mittheilungen des statistischen Bureau's in Berlin*, が公刊され, 1860年まで継続する。この後はエンゲルのもとで統計局の資料公開活動が全面化する。

12) O. Behre, *Geschichte*, S. 389.

19世紀に入って早々、対ナポレオン戦争における大敗北を経験する中でプロイセン国家の非力さが赤裸々にされる。それとともに伝統的な国状論へのこれまでの信奉も崩れてゆく。国家基本制度の記述に終始することなく、その中に経済活動や国民生活を規定する要因、しかもそれらに関する数量表示を可能な限り多くとり込み、国家と社会の実証的把握を目指すところから国土記述、あるいは国土誌 (Landeskunde) ともいうべき新たな動向が出てきた。これは国状記述の枠をこえた国力と社会関係を知悉しようとする社会経済誌への展開である。ホフマン表はその代表例といえよう。さらに、その表にあった膨大な項目を分離し整理する中から国家統計表が構成されてゆく。しかしながら、この国家統計表はその作成様式の面ではこれまでのやり方に変革をもたらすことはできなかった。つまり、直接の統計調査ではなく、既存の行財政資料の事後的な編纂から作成されるという様式ではこれまでとは何ら変わりはない。

1840年代後半以降、国家制度の枠をこえる広範なしかも動態的な社会経済現象が現出してゆく中、国土記述の様式をもってしては把握不可能な事態が大量に現出してゆく。ここから、積極的に調査を企画・主導し、国家と社会の形成要因の大きさ (規模)、内部構成、変化をその現状のあるがままに把握する必要が出てくる。この作業が統計局に任される。統計表にあった分類項目を統計調査票の調査項目へと転化する、つまり調査主体と調査客体 (被調査者) との関係を勘案しながら必要な調査項目を選別し、直接質問が可能な項目に編成するという課題が生ずる。この中から社会統計的認識の独自性は何かという問題が意識され、その角度から調査票に映し出す対象 (社会的集団) と調査票の設計と運用に関する理論的実際的問題 (組織的集団観察) を考察する条件が出てくる。とりもなおさず、これがドイツ社会統計学の成立条件ということになる。とはいえ、これは19世紀中葉以降の社会激動を前にして、統計局が受身の資料収集ではなく積極的に調査を企画し主導してゆく1860年代以降の段階まで待たねばならなかった。

こう考えてゆくと、統計局の設立とホフマンによる再建の歴史的意義は、社

会統計を国状論の呪縛から解放し、国土記述という形で社会経済と国民生活の全体的数量像を統計表の中に描写しようとする試みを提示したことにある。1860年以降、包括的な統計調査を介して自ら資料を収集し、それをを用いて社会的諸集団の規模、構成と変化を捉え、同じくドイツ社会の全体的数量像獲得を目指したところにドイツ社会統計が成立してゆく。国状論を克服したそのような社会統計が登場してくるまでの過渡的段階にあったのが、シュタインやクルーク、とりわけホフマンの名と結びついた統計局であったといえよう。

【附 録】

ホフマンの起草による1810年統計表

I. 建 物		
1. 種 類	教会・修道院, 教育施設, 行政施設, 個人住宅, 工場, 納屋・家畜小屋, 等々の12区分	1-12
2. 特 性	建方と屋根の葺方別に建物の6区分	13-18
3. 建物総数		19
4. 火災保険	公的保険会社の保険総額, 私的保険業者の保険総額, 火災損害の査定額, 等々の7項目	20-26
II. 人 口		
1. 性・年齢別	男性/年齢 6以下 7-14 15-18 19-45 46 60 61以上 合計 女性/年齢 6以下 7-14 15-45 46-60 61以上 合計 人口総数	27-33 34-39 40
2. 婚姻関係別	19歳以上男性/未婚者, 死別者, 離別者, 既婚者 15歳以上女性/未婚者, 死別者, 離別者, 既婚者 共棲している夫婦数	41-44 45-48 49
3. 市民関係別		
1) 公務, 営業あるいは勤務に就いている15歳以上男性 官吏, 土地所有者・借地人, 市民, 分限借地人, 小作農, 居留民, 学生, 営業での雇人と徒弟, 奉公人		50-75
2) 15歳以上未婚婦人, 自前の営業あるいは勤務に就いている婦人と寡婦 土地所有者・相続者, 市民, 分限借地人, 小作農, 居留民, 営業での雇人と徒弟, 奉公人		76-92
3) 政府の特別監視下にある者 困窮のため 公的扶助を受けて個人住宅に暮らす者, 公的施設に収容されている者, 精神錯乱で施設に収容されている者, それらの総数 犯罪のため 不法な放浪と犯罪傾向のため行政監察下にある者, 更正施設収容者, 逮捕者, 被告として収監されている者, 判決を受けて刑務所や要塞に収容されている犯罪者, それらの総数		93-107 108-122
III. 住民の宗教関係		
1. ルター派	教区教会, 参集所, 牧師, 教理教師, 宗派住民	123-127
2. 改革派	教区教会, 参集所, 牧師, 教理教師, 宗派住民	128-132
3. ローマカトリック派	教区教会, 参集所, 司祭, 修道院と修道士・修道女, 宗派住民	133-146
4. メンノー派	参集所, 宗派住民	147-148
5. ユダヤ教	参集所, 保護ユダヤ家族と人数, 許容外来ユダヤ人, ユダヤ教信者	149-153
IV. 教育施設		
1. 初等学校	公立学校, 認可学校	154-161
2. 市民・中等学校	一般市民学校, 下級特殊学校(例, 手工業者製図学校)	162-176
3. 高等修業施設	ギムナジウム, 高等特殊学校, 大学, 学生	166-191
4. 学問・美術・工芸・農業促進のための公的に認可された団体		192-193

V. 行政施設		
1. 公安	下級警察官, 夜警, 治安のため昨年度の拘束者	194-196
2. 清掃と便宜	街燈, 噴水, 街路清掃荷車	197-199
3. 消防施設	各種の消火器, 防火桶	200-202
4. 保養施設	医者・外科医とそれらの職人・徒弟, 薬師とその職人・徒弟, 助産婦, 獣医	203-209
5. 救貧施設	扶養基金, 扶養設備と団体	210, 211
VI. 生業手段		
1.	家畜・肉・脂肪商品(家畜5種類と14業種) 家畜, 家畜関連営業就業者, 搾油場, 石鹼・蠟燭製造場と就業者, 油布・油絹・膠工場と労働者, 等々	212-235
2.	皮革調整と加工(5業種) 製革業就業者(親方・工場主と職人・徒弟・労働者), 毛皮鞣・晒工場と装置, 皮革加工業者(親方と職人・職人), 皮革加工工場と労働者, 等々	256-277
3.	木材加工(13業種) 製材工場と機械, 木材加工業者, 炭酸カリ・タール採取・漂青・油煙製造工場と労働者, 等々	278-303
4.	穀物と穀物製品(11業種) 穀物取引商(商人と雇人), 製粉工場と装置, 穀粒製造場, 穀粉関連営業者, 酢製造場, ビール醸造・火酒蒸留場と就業者, 酒場, 等々	304-342
5.	他植物のもとでの生業(8業種) 野菜・果樹栽培者, ワイン商人と雇人, タバコ工場と労働者, 製糖工場と労働者, 綱製造業者(親方と職人), 等々	343-360
6.	金属取得・精製施設(30業種) 採鉱場と労働者, 銑鉄・鑄鉄・棒鉄・鋼鉄製造工場ならびに設備と労働者, 各種金属加工・精製工場と労働者, 鉄・銅・兵器工場と労働者, 各種金属手工業就業者(親方と職人・徒弟), 金属織物・染色工場と労働者, 等々	361-419
7.	他採掘物取得・精製施設(20業種) 碎石・採炭工場と労働者, 陶磁器製造場, ガラス・鏡工場と労働者, 石工, 石材加工・精製業者, 硝石・火薬工場と労働者, 明礬・硫酸・硝酸製造施設と労働者, 鉛筆工場と労働者, 等々	420-457
8.	繊維業(20業種) 紡績業と使用機械・紡錘, 織物業と移動織機, 繊維関連営業就業者(親方と職人・徒弟), 晒布・漂白・染色・捺染工場と労働者, 織物関連取引商と雇人, 仕立就業者(親方と職人・徒弟), 等々	458-524
9.	製紙と紙加工(7業種) 製紙工場と道具(桶), 各種紙製品製造工場と労働者, 紙取引商と雇人, 等々	525-535
10.	封蠟工場(1業種) 労働者	536
11.	羽毛加工(1業種) 羽ペン工場と労働者, 羽毛取引商, 羽毛細工師	537-539
12.	ブラシ製造工場(1業種) 労働者	540
13.	コルク裁断工場(1業種) 労働者	541
14.	角・鯨骨・亀甲・螺鈿・象牙加工(1業種) 関連加工・細工就業者(親方と雇人・労働者)	542-546

15. 薬・鞣皮加工 (1業種) 関連加工作業の労働者	547-549
16. 髪製造者 (1業種) 親方と職人・徒弟・雇人	550, 551
17. 装飾品 (1業種) 製造企業家と取引商, 労働者, 装飾品関連手工業者	552-553
18. 学術・美術および公的慰安に関連するもの (18業種) 書籍類印刷場と機械, 書籍類取引商と就業者, 美術・工芸就業者 (親方と雇人), 芸術家, 楽器製造場と就業者 (親方・工場主と雇人・労働者), 芸能娯楽就業者 (役者・楽隊と補助者), 等々	556-593
19. 商業・流通全般に関連するもの (14業種) 卸売商・金融業の帳場と就業者, 小売商の店舗と就業者, 各種仲介取引業者, 海上・河川運輸業の設備 (船舶) と積荷能力および就業者 (船頭・操舵手と水夫), 荷馬車運輸業の御者・馬主ならびに馬匹, 旅館・飲食業者, 零細商人, 等々	594-625

注：右端の数字は欄番号を表わす。

出所：E. Engel, Die Methoden der Volkszählung, mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureau's*, Jg. 1, 1861, S. 151-155.